令和6年度旭川市食品衛生監視指導計画の概要

食品の安全性の確保のために

■ 食品関係施設の監視指導

食中毒等の食品事故の発生を防止するため、食品関係施設における法 令の遵守状況や施設の衛生状態を確認し、必要な指導を行います。

監視指導は,施設の業態等に応じて計画的に行いますが,食品の取扱量や利用者数,提供食数が大規模な施設などについては,重点的に実施します。

【重点的な監視指導対象施設例】

- 卸売市場
- 旭山動物園内食品関係施設
- 集団給食施設
- と畜場

■ 食品の安全性の確認

市内に流通する食品について、抜取り検査(収去検査)を計画的に実

施し,法令で定める規格基準等への 適合状況を確認します。

食品表示に関する監視指導については,国や北海道等と連携を密にし,必要に応じて合同調査などを行います。

食肉となる家畜については,食肉 衛生検査所において,1頭ごとにと 畜検査を行います。



食品等事業者の HACCP 実施の支援

食品衛生法等の改正により、食品等事業者が 講ずべき公衆衛生上必要な措置の基準として、 HACCPに沿った衛生管理が制度化されたこ と、また、食品の安全性の確保には、HACCP に沿った衛生管理が有効なことから、食品等事 業者が HACCPに沿った衛生管理を円滑に導入 できるよう、技術的な支援を行います。



関係者への情報提供と意見交換の実施

■ 市民等への情報提供と意見交換の実施

本計画の見直しを行った場合は,旭川地方食品衛生協会や旭川消費者協会等の関係団体を通じて,市民からの意見を適切に聴取します。また,計画について,本市ホームページで公開します。

■ 食品等による危害発生防止のための情報提供

家庭における食中毒の発生を防止する ため、食中毒予防や食品安全に関する情報、健康被害の発生状況等について、衛 生講習会や本市のホームページ等により 情報提供を行います。



E-mail eiseikensa@city.asahikawa.lg.jp

